




收受年月日	議長	事務局長	書記
5・2・10			
第 12 / 号			



令和 5 年 2 月 10 日

埴町議会議長 割貝 寿一 様

総務常任委員会委員長 下 重 義 人



所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり実施したので、埴町議会会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

1 調査事件 町税等の収納状況と不納欠損・滞納対策について

2 調査の経緯

本委員会は、町税等の収納状況と不納欠損・滞納対策について、担当課長及び職員からの聞き取り調査を行った。

調 査 日：令和 5 年 1 月 20 日（金）

出 席 委 員：下重義人、吉村守広、藤田一男、吉田克則、青砥與藏、菊地哲也、鈴木孝則

説 明 員：総務課長、企画情報係長、町民課長、課長補佐兼課税係長、収納係長

職務出席者：議会事務局長、書記

場 所：委員会室

3 調査の結果

1) IP告知システム、地上デジタル再送信システム使用料の収納状況と不納欠損・滞納対策について（総務課）

IP告知システム使用料は、平成 24 年度から平成 28 年度までの使用料金は年額 3,600 円、平成 29 年度から年額 3,300 円となっており、希望する世帯、事業所等に設置している。公共施設、集会所には使用料を課していない。非課税世帯、60 歳以上ひとり暮らし、高齢者のみの世帯、障害者手帳を持っている世帯は申請により減免している。令和 4 年 12 月末現在、2,499 世帯が加入、246 世帯が減免対象となっていた。

地上デジタル再送信システム使用料は、平成 24 年度から平成 28 年度までの使用料金は年額 4,800 円、平成 29 年度から年額 4,500 円となっており、令和 4

年12月末現在、システム利用数は333件であった。本システムには、減免制度は無いとのことである。

現時点では、IP・地デジいずれの使用料も不納欠損処理を行っていないが、不明者等については今後検討したいとのことであった。

滞納対策については、催告書の送付、町民課所属の徴収嘱託員とも連携の上、滞納者宅を訪問し徴収を行っているとのことであるが、未納額は年々増加傾向にあり、減免制度やシステムの必要性を丁寧に説明し、引き続き滞納対策に努めてほしい。

総務課としては、全庁的な債権管理指針を作成し、取り扱いの統一基準を早い時期に作成するとのことであった。

2) 町税等の収納状況と不納欠損・滞納対策について(町民課)

令和4年12月31日現在の収納状況、不能欠損の流れ及び滞納対策について説明を受けた。

町民税ほかの合計収納率は、対前年と比較すると0.9%（今年度78.53%、前年度77.63%）上回っていた。

不能欠損処分は、地方税法ほか各法令及び埴町財務規則に基づいて整理されている。

滞納対策は、初期滞納者の徹底した抑制、白河地方広域市町村整備組合への徴収権限の移管、不良債権の整理等債権管理の徹底等の対策を行っている。

徴税に対しての職員の意識の変化も見受けられるが、それもあってか滞納額および不納欠損額が減少している。これまでの取り組みを評価したい。

町財政は地方交付税等によるところが大きいですが、しかし納税は町運営の礎であり、税の公平という観点からも今後もなお一層収納の努力をお願いしたい。

4 委員報告書

別紙のとおり

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告書

令和 5 年 1 月 25 日

議会 委員	收受年月日	委員長	事務局長	書記
	議長 5.1.25 会委員長	様 下重	藤原	関根
	第 号			



提出者 吉村 守広

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和 5 年 1 月 20 日 (金)	派遣先 (場所)	委員会室
内容	町税等の収納状況と不納欠損・滞納対策について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>今年度の町税等の収納状況は、収納率が 12 月末で 82.63%であった。昨年より 0.44 上回っている。滞納合計では、平成 24 年度に 2 億 8 千万円あったが、令和 3 年度には 7 千 5 百万円となっている。約 2 億円も減少したことは、不納欠損分もあると思うが担当課の努力は評価したい。</p> <p>納税は町民の義務であるが、個人の様々な事情により滞納が発生してしまう。その滞納整理について説明を受けた。</p> <p>納税等の告知があり、期限内に納入されないと督促状が発布され、10 日以内に完納しないと納付折衝により、財産等を調査して差押えをしたり、分納の誓約等となる。また、地方税の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないと時効により消滅する。保険料は 2 年を経過したときに、時効により消滅する。そして徴収権が消滅したものを、不納欠損金として処分している。</p> <p>町税や保険料は、町財政の貴重な自主財源となるので、滞納者を出さないよう、また不納欠損等の不良債権もできるだけ少なくしなければならないと思う。そのためにも担当職員のスキルアップや、個々に対し柔軟に対応する実行力の更なる向上に努めてもらいたい。</p>		

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告書

令和 5 年 2 月 3 日

議会議長
委員会委員長 様

提出者 藤田 一男

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和 5 年 1 月 20 日 (金)	派遣先 (場所)	委員会室
内容	町税等の収納状況と不納欠損・滞納対策について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>IP 告知システム使用料は、機器の交換時期にあたって滞納のある方には新端末に移行しない。滞納分の使用料を精算することを条件にしている。でもまだ数十名の滞納者がいる。滞納者には、埴町と矢祭町の通話料がかからない等の話をして理解していただき、早期に納付するように努力してほしい。地上デジタル再送信も同じである。</p> <p>町税もまだまだ滞納者があり不納欠損もある。収納率も上がっており、職員・徴収嘱託員の努力は認めるが、なお一層の頑張りを期待する。</p>		

收受年月日	委員長	事務局長	書記
5.2.3			
第 号			

埴町議会

收受年月日	委員長	事務局長	書記
5・2・3	下重	藤原	関根
第 号			



調査・研修等報告書

氏名	吉田 克則		提出年月日	令和5年2月3日
調査等名称	総務常任委員会所管事務調査			
調査等の日時	令和5年1月20日 10:00~	場所	委員会室	
調査等の内容	町税等の収納状況と不納欠損・滞納対策について			
意見感想	<input type="checkbox"/> 総務課関係 IP告知システム使用料の収納状況と不納欠損・滞納対策 使用料は年額3,300円 テレビ電話端末本体は無償で町民に貸与。使用料を申請により減免することが出来るようになっている。町民に周知されていないので広報誌等で減免に係る手続きのお知らせをするように促した。これまでの不納欠損処理したことはないと説明を受けたが未納額は年々増加傾向にある。滞納対策を強化すべきと思われる。 <input type="checkbox"/> 町民課関係 町税等の収納状況と不納欠損・滞納対策 一般会計、町民税・固定資産税・軽自動車税等及び特別会計、国保・介護・後期高齢者保険町税等収納状況と不納欠損・滞納対策について事務調査を実施した。 町税等を滞納して結果的に納入しない町民がいる。不公平を感じた。町は積極的に納税対策をしっかりと取り組むべきであり住民の福祉向上と行政サービスに努力していただきたい。			

埴町議会

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告書

令和 5 年 1 月 2 4 日



議案 委員	議決年月日 5/25	委員長 [Stamp]	事務局長 [Stamp]	書記 [Stamp]
第	号			

提出者 青砥 與藏

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査										
派遣の 日時	令和 5 年 1 月 2 0 日	派遣先 (場所)	委員会室								
内容	町税等の収納状況と不納欠損・滞納対策について										
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>1, IP 告知システム使用料の収納状況・不納欠損・滞納状況について 〔説明者〕 江田一寛総務課長・白石係長 平成 24 年度から平成 28 年度までの使用料金は年額 3600 円、平成 29 年度から年額 3300 円となっています。</p> <p>●公共施設、集会所は無料、非課税世帯、60 歳一人、高齢者世帯、障害者手帳をお持ちの方は減免。令和 4 年 12 月現在、2499 世帯が加入、246 世帯が減免。</p> <p>●滞納者世帯には、令和 4 年 6 月 16 日以降、使用できなくなった。徴収嘱託職員が訪問、徴収を行っている。</p> <p>●地上デジタル再送信システム使用料の滞納者 31 名には、送信を停止することなく送信しています。徴収嘱託職員が訪問、徴収を行っている。</p> <p>2, 町税等の収納状況・不納欠損・滞納状況について 〔説明者〕 近藤町民課長・緑川係長・鈴木</p> <p>●令和 4 年 9 月末日までの不納欠損</p> <table border="0"> <tr> <td>○町民税 9 件 20 万円</td> <td>○固定資産税 73 件 65 万円</td> </tr> <tr> <td>○軽自動車税 7 件 4 万円</td> <td>○一般会計 89 件 89 万円</td> </tr> <tr> <td>○国保税 73 件 69 万円</td> <td>○介護保険料 25 件 38 万円</td> </tr> <tr> <td>○後期高齢者保険料 6 件 2 千円</td> <td></td> </tr> </table> <p>合計〔5 年経過、3 年経過不納欠損を含め〕203 件 198 万円</p> <p>●不納欠損・滞納額は毎年減少傾向にある。</p> <p>意見 地上デジタル再送信システム使用料の滞納者 31 名に、送信を停止することなく送信しています。趣味・嗜好に類する対応は甘すぎです。電気・水</p>			○町民税 9 件 20 万円	○固定資産税 73 件 65 万円	○軽自動車税 7 件 4 万円	○一般会計 89 件 89 万円	○国保税 73 件 69 万円	○介護保険料 25 件 38 万円	○後期高齢者保険料 6 件 2 千円	
○町民税 9 件 20 万円	○固定資産税 73 件 65 万円										
○軽自動車税 7 件 4 万円	○一般会計 89 件 89 万円										
○国保税 73 件 69 万円	○介護保険料 25 件 38 万円										
○後期高齢者保険料 6 件 2 千円											

道でさえ1ヶ月ほどの延滞猶予期間です。
無理な納税はない、未払金は甘えです。甘えを認めるか否か。
支払うべき平等の権利と義務、徴収する職務と義務を再度確認すべきです。

総務省の見解は、未回収に対する戒めだと思います。

收受年月日	委員長	事務局長	書記
5.2.2	委員	派遣	調査
第 号	下重	櫻成	関根

調査研修等報告書

令和 5 年 2 月 2 日

議会議長
委員会委員長 様



提出者 菊地 哲也

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査報告書		
派遣の 日時	令和 5 年 1 月 2 0 日 (金)	派遣先 (場所)	委員会室
内容	町税等の収納状況と不納欠損、滞納対策について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>○IP 告知システム使用料について 使用料滞納の根底に町の状況や情報に無関心、必要性を感じていないという可能性があるのか危惧する。</p> <p>○地上デジタル再送信システム使用料について 滞納を理由にサービスを停止することは総務省が難色を示しているとのこと。権利と義務、本音と建前で町現場は苦勞している。</p> <p>○町税等滞納、不納欠損について 滞納対策として初期滞納者の徹底した抑制、白河地方広域市町村整備組合への徴収権限の移管、不良債権の整理等債権管理の徹底等の対策を行っている。</p> <p>町財政は地方交付税等によるところが大きいですが、しかし納税は町運営の礎であり、税の公平という観点からも今後も収納の努力をお願いしたい。</p>		

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告書

令和 5 年 1 月 2 4 日



議会 委員	議長 5 / 25	年月日	委員長 下重	事務局長	書記 関根
第	号				

提出者 鈴木 孝則

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和 5 年 1 月 2 0 日	派遣先 (場所)	委員会室
内容	<p>町税等の収納状況と不納欠損・滞納対策について</p> <p>1 IP 告知システム使用料・地デジ再送信システム使用料 (総務課)</p> <p>2 町税等の収納状況・不納欠損・滞納対策について (町民課)</p>		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>1 IP・地デジいずれの使用料も不納欠損処理を行っていない。IP 告知システム使用料については住民の意思も考慮し対応している。また地デジ使用料については総務省からの無責任な横やりともいえるお達しで再送信を止められないせいもあり上下水道のような断固とした措置がとれないのは問題である。</p> <p>2 私が議員になった頃はかなりの滞納があったと記憶しているが近年はかなり改善してきていると見受けられる。</p> <p>徴税に対しての職員の意識の変化も見受けられるがそれもあってか滞納額および不納欠損額が減少している。これまでの職員の努力を評価したい。</p> <p>滞納対策について説明を受けたが鮫川村に右ならえとはいえないまでも広報紙等を活用し納税意識の喚起を促すべきである。</p>		